

県警だより



令和3年版



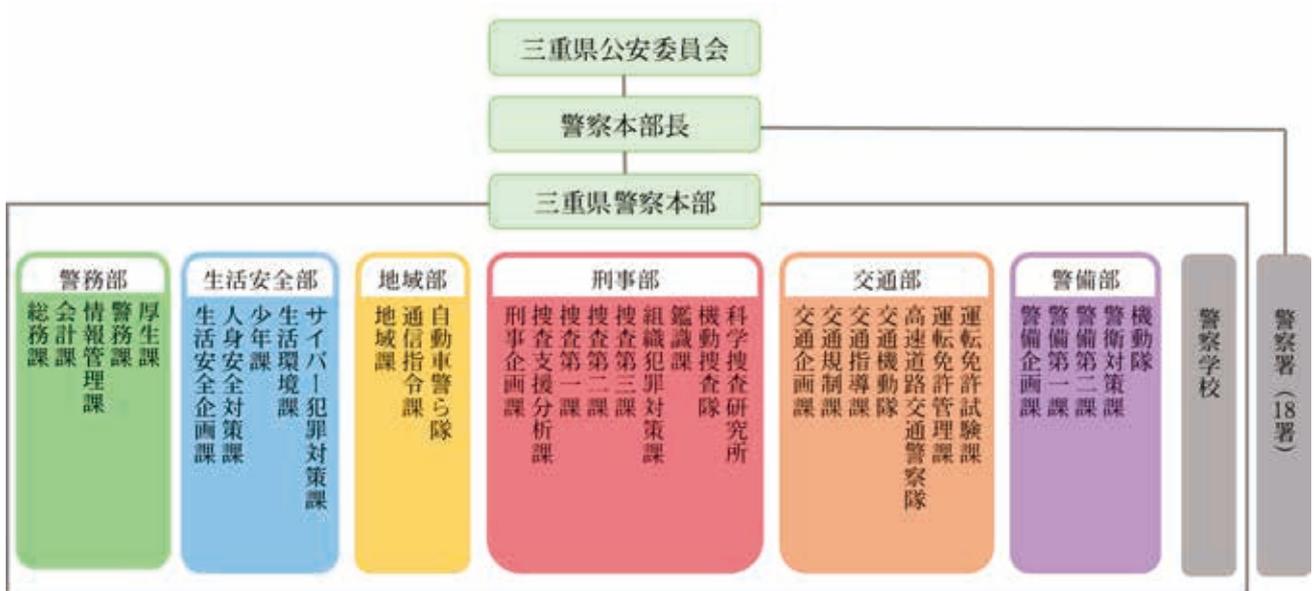
三重県警察

1 三重県警察のしくみ

(1) 公安委員会

警察行政の政治的中立性と民主的統制を確保するため、警察法の規定に基づき、合議制の行政委員会である三重県公安委員会が設置され、三重県警察を管理しています。知事が県議会の同意を得て任命した3人の委員で構成されており、令和3年4月1日現在、弁護士（女性）、金融機関役員（男性）、報道機関役員（男性）が選ばれています。

公安委員会は、運転免許、交通規制、各種営業監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内の事件・事故・災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議等の機会に警察本部長らから報告を受け、これを指導することにより、警察を管理しています。



(2) 組織・定員

三重県警察の組織は上図のとおりです。警察本部に6つの部があり、職員の教育訓練を行う警察学校が附置されています。県下に18の警察署があり、その下に199の交番・駐在所があります。

定員は3,492人で、内訳は下表のとおりです。ほかに、採用後に市役所や県庁、警察庁、在外公館、民間団体等に出向し、又は派遣されて働いている者もいます。

警察官	3,088人
事務官、技官	404人

巡査・巡査長	938人
巡査部長	912人
警部補	881人
警部（署の課長等）	235人
警視（署長、本部課長等）	113人
警視正（署長、本部部長等）	8人

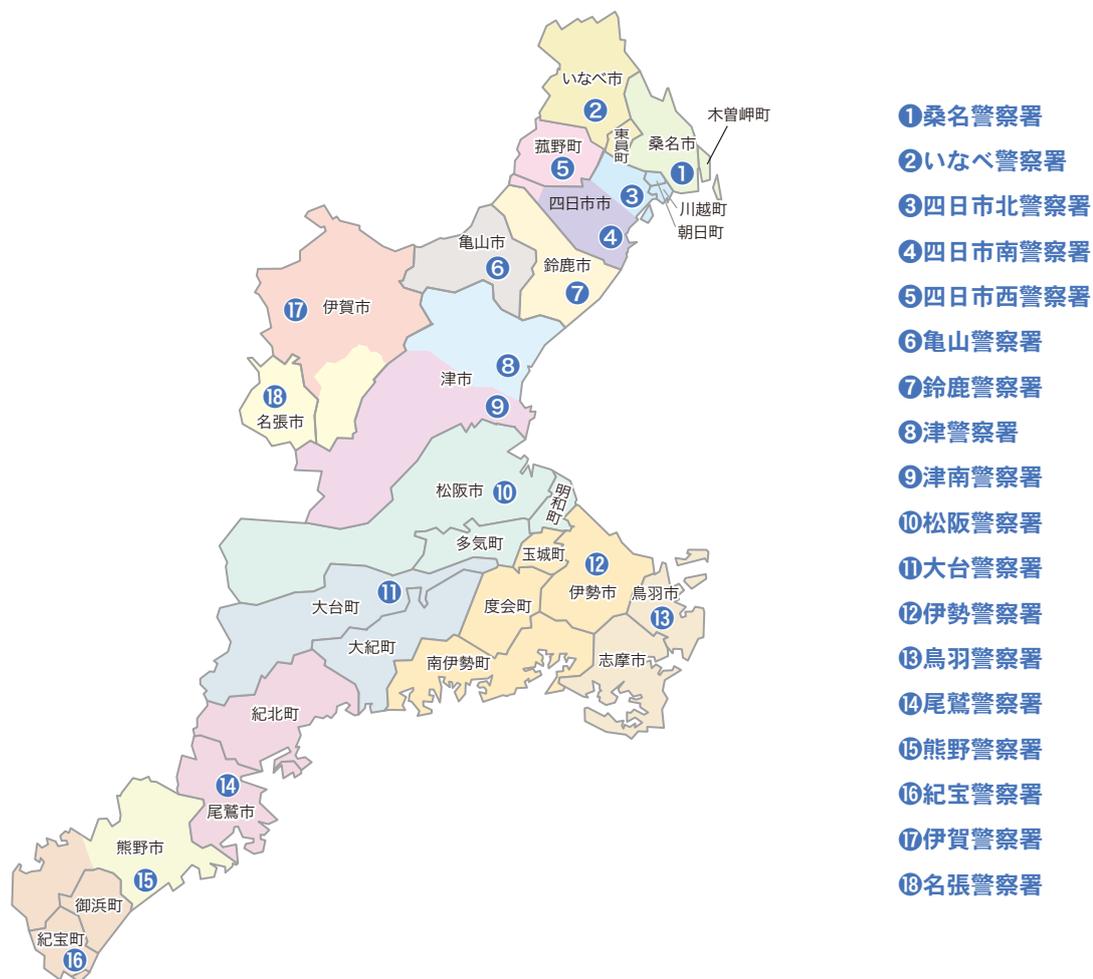
警察本部勤務	約1,200人
署の本署勤務	約1,600人
交番・駐在所	約600人



【警察本部】

(3) 警察署の管轄区域

18の警察署の名称と管轄区域は、次の地図のとおりです。最も大規模な四日市南警察署（管内人口約16万6,000人）の定員は239人、最も小規模な大台警察署（管内人口約1万7,500人）の定員は43人です。



- ①桑名警察署
- ②いなべ警察署
- ③四日市北警察署
- ④四日市南警察署
- ⑤四日市西警察署
- ⑥亀山警察署
- ⑦鈴鹿警察署
- ⑧津警察署
- ⑨津南警察署
- ⑩松阪警察署
- ⑪大台警察署
- ⑫伊勢警察署
- ⑬鳥羽警察署
- ⑭尾鷲警察署
- ⑮熊野警察署
- ⑯紀宝警察署
- ⑰伊賀警察署
- ⑱名張警察署

(4) 警察署協議会

県内全ての警察署には、警察法の規定に基づき警察署協議会が置かれています。署長が管内で暮らしたり働いたり学んだりする方々の意見や要望を聴くとともに、その理解と協力を得るための組織です。

委員は三重県公安委員会が委嘱しており、最も多い署で13人、最も少ない署で5人です。管轄区域内の住民のほか、市町の職員や学校の教員のような地域の安全をめぐる課題に意見を述べるにふさわしい者が選ばれ、外国人や学生も含む、幅広い知識や経験を有する方々が活躍しています。



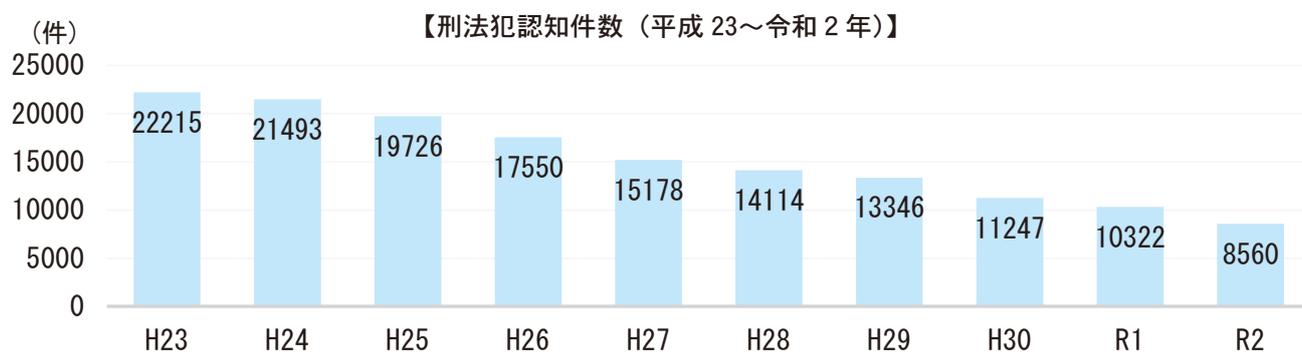
【警察署協議会の開催状況】

2 犯罪情勢等

(1) 刑法犯の認知件数

令和2年中の刑法犯認知件数は8,560件で、前年と比べ1,762件減少し、戦後最少となりました。特に自転車盗を始めとする乗り物盗が963件減少しています。新型コロナウイルスの感染拡大で外出を控える動きが出たことが、少なからず影響しているものと思われます。

10年前の平成23年(22,215件)と比べると約39%の水準まで、ピークであった平成14年中(47,600件)と比べると約18%の水準にまで減少しています。官民挙げての総合的な犯罪対策が効果を上げたものと評価できます。



【令和2年中の主な犯罪の認知・検挙状況】

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
	件数	増減	件数	増減	人数	増減	率	増減
刑法犯	8,560	-1,762	3,591	-238	1,863	-75	42%	4.9
重要犯罪	71	-6	71	-2	70	0	100%	5.2
重要窃盗犯	1,015	-253	609	-315	82	-22	60%	-12.9
特殊詐欺	122	30	100	58	27	6		
暴力団犯罪			280	-34	119	-17		
薬物事犯			195	4	115	0		
来日外国人犯罪			258	46	160	40		

(2) 重要犯罪の検挙状況

令和2年中の重要犯罪（殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買）の検挙率は100%となり、前年と比べ5.2ポイント上昇しました。「みえ県民カビジョン第三次行動計画」に掲げた目標値「90%以上」を達成しています。迅速な初動捜査と科学技術を活用した捜査が、検挙率の向上につながっています。

【重要犯罪の認知・検挙状況（平成23～令和2年）】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	113	133	131	115	91	98	85	98	77	71
検挙件数	82	89	80	86	74	95	80	85	73	71
検挙人員	65	80	58	90	60	64	59	61	70	70
検挙率	72.6%	66.9%	61.1%	74.8%	81.3%	96.9%	94.1%	86.7%	94.8%	100.0%

(3) 来日外国人犯罪の検挙状況

令和2年中の来日外国人犯罪の検挙件数は258件、検挙人員は160人で、犯罪が全般的に減少する中、共に前年より増加しました。

国籍別では、ベトナム人、ブラジル人、中国人、フィリピン人の順に多く、これらで全体の6割を超えています。在留資格別では、正規滞在者は109人（前年比+31人）、不法滞在者は51人（前年比+9人）です。正規滞在中では定住者が56人と最も多く、次いで技能実習が22人となっています。

【令和2年中の国籍別検挙人員】



【来日外国人犯罪の検挙状況（平成23～令和2年）】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
検挙件数	337	406	332	317	358	173	193	166	212	258
検挙人員	163	140	128	126	108	84	99	120	120	160

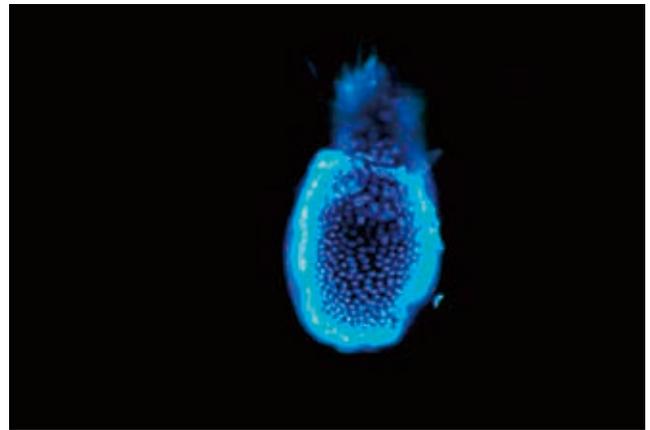
(4) 科学捜査の推進

警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、薬物鑑定、画像鑑定等の科学技術の活用を推進しています。警察本部には、こうした様々な鑑定を行う科学捜査研究所のほか、防犯カメラ画像の収集・分析や、犯罪の発生場所・時間帯、犯罪手口等から犯人像のプロファイリングを行う捜査支援分析課、現場に残された指紋や血痕、体液等の資料を採取する鑑識課が置かれ、警察署と連携し、犯人の特定や犯罪の立証に不可欠な客観証拠の収集・鑑定を行っています。

このようなニーズに対応できるようにするため、令和3年度には、最新の設備や機器を備えた科学捜査研究所の新庁舎の整備に向けた調査を行います。



【鑑定作業中の技官】



【毛根部の拡大写真】

3 身近な犯罪と被害者・相談者への対応

(1) 犯罪被害者の支援

犯罪の被害者やそのご家族・ご遺族は、怪我や財産の喪失等の直接的な被害に加え、捜査への協力や裁判への参加、再被害の不安、心ない噂話等による二次被害、心身の不調や後遺症、就労への障害等の様々な負担や苦しみを被ることが少なくありません。

警察では、関係機関・団体と協力しながら、捜査経過や刑事手続の説明、臨床心理士によるカウンセリング、公費支出制度による経済的負担の軽減、一時避難措置等の支援施策を推進しています。

こうした取組を推進するため、平成 31 年には三重県犯罪被害者等支援条例が施行されたほか、県内の市町においても同趣旨の条例の制定が進んでいます。



【刑事手続・支援制度の説明（被害者は模擬）】

(2) ストーカー事案、配偶者からの暴力事案

令和 2 年中、警察ではストーカー事案（注 1）の相談を 226 件、配偶者からの暴力事案（ドメスティックバイオレンス：DV）（注 2）の相談を 689 件受理しました。これらは恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係から起こる事案であり、被害の実態がつかみづらく潜在化しやすい一方、執着心や支配意識が強いことが多いため、強い加害意思を有する場合は検挙されるリスクを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いという特徴があります。このため、警察では、加害者の検挙やストーカー規制法に基づく警告・命令、相談者・被害者の保護措置等、安全確保を最優先とした迅速的確な対応を行っています。

（注 1）ここでは、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、被害者やその親族などにつきまとい行為等を反復して行うことをいいます。

（注 2）ここでは、元配偶者からの離婚前からの継続的な暴力を含みます。

(3) 児童虐待、子供の性被害

令和 2 年中、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は 721 人でした。児童虐待は、自ら助けを求めにくい、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が見えにくくなるとともに長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴があります。このため、警察では、事案を認知した際は児童の安全確保を最優先とした措置を迅速的確に行っています。安全の直接確認を徹底するため、早期の現場臨場、付近住民への聞き込み、警察保有情報の照会等を行うとともに、児童相談所に対し、立入調査や一時保護等の対応を取るよう求めています。事案に応じて、捜査も厳正かつ速やかに行っています。

また、SNSの利用をきっかけに性被害に巻き込まれる児童が後を絶ちません。令和2年中の被害児童数は12人でした。児童ポルノ事案と淫行等の青少年健全育成条例違反が5件ずつあるほか、強姦性交等の被害もあります。言葉巧みに誘い出され猥褻な行為をされたり、不用意に自分の裸の写真を撮影して送り「自画撮り被害」に遭ったりする事例がみられています。警察では、学校で開催する非行防止教室やネットに掲示する広報啓発資料を通じて、被害の実例やフィルタリングの利用法等を指導・説明しています。また、ネット上のパトロールを行い、児童の性被害につながるおそれのある書き込みを発見したときは、書き込んだ児童には被害の危険性を、それ以外の者には行為の悪質性を訴えるメッセージを直接送っています。教職員、保護者、教育委員会等と連携し、危険な書き込みを発見した場合の通報を依頼しています。



【LINE広告を活用した広報啓発】

(4) 地域社会における子供の安全確保対策

地域社会の犯罪抑止には、警察や自治体の取組のほか住民や事業者、学校等の参画が不可欠です。犯罪情勢が深刻化していた平成15年頃から、県内各地域で防犯ボランティア団体が多く結成されるようになり、令和2年12月末現在で808団体が活動しています。

警察では、こうした団体に対し、犯罪情報の提供、活動用物品の提供、活動に関する助言、合同パトロール等の支援をしています。自主防犯パトロールに用いる自動車は青色回転灯を装備することが認められており、令和2年度の「みえの宝！子ども見守り活動応援プロジェクト」（県民参加型予算）では、通学路のパトロールを行う団体にドライブレコーダー等を貸与しました。

働く現役世代の参加を促進するため、企業ぐるみで地域の防犯活動への参加協力を働きかけるなど、担い手の拡大に努めているほか、児童生徒の見守り活動等を行う「子ども安全・安心の店」の拡充に取り組んでおり、令和2年12月末現在で879件の事業所を認定しています。



【ボランティア事業所の募集広告】



【ボランティア団体によるパトロール】

(5) サイバー犯罪対策

キャッシュレス決済が広く普及し、コミュニケーション手段もオンラインに移行するなど、コンピュータネットワークの利用が拡大する中、コンピュータを対象とする犯罪やインターネットを使った犯罪（サイバー犯罪）は依然多発しています。

サイバー犯罪の種類

● 不正アクセス禁止法違反

他人のID、パスワードを盗用してネットワーク上のコンピュータに不正侵入（不正アクセス）する犯罪などが該当します。金融機関に不正アクセスして密かに他人の預貯金を奪い取るインターネットバンキング不正送金事犯は被害が深刻化しており、令和2年中に28件（前年比+23件）の被害が発生しました。

● コンピュータ・電磁的記録を対象とした犯罪

コンピュータやその内部のデータを損壊したり情報を改ざんしたりする犯罪で、コンピュータウイルスに関する犯罪も含まれます。県内では、コンピュータに記録された重要な書類や写真などを見られないようにロックしてしまい、その解除と引換に多額の金銭を要求する「ランサムウェア」と呼ばれるコンピュータウイルスによる被害も発生しています。

● 犯行の手段としてインターネットなどのコンピュータネットワークを利用した犯罪

通信販売サイトを装った偽サイトで商品代金をだまし取る詐欺事件、SNSを通じて児童に裸画像を送信させる児童ポルノ法違反事件等が該当し、県内でも多くの被害が発生しています。

令和2年中のサイバー犯罪に関する相談受理件数は2,203件で、そのうちインターネットを使った詐欺や悪質商法に係る相談が半数近く（1,036件・約47%）を占めています。

同年中、インターネット上のキャッシュレスサービスを悪用し、他人名義で商品を購入するなどした県外在住の男を不正アクセス禁止法違反・電子計算機使用詐欺容疑で逮捕するなど、59件のサイバー犯罪を検挙しました。同年11月には、インターネット上で個人間売買、人材募集等を行う掲示板に、県庁を名乗り、観光モニターのアルバイトを募集する旨の詐称の記事を掲載した事案も確認されています。

サイバー犯罪は、被害者と犯人の間に面識がないことが多く、匿名性が高い上、関係先が国外に及んだり、犯行に高度な技術が用いられたりすることもあります。これに対し、警察では、サイバー犯罪に関する専門的な知識を有し、パソコンやスマートフォンの解析、通信記録の分析等を行うことができる捜査員を育成しているほか、捜査活動を通じた新たな犯行手口の解明、インターネット上での情報収集などにも取り組んでいます。



【ランサムウェアによる被害を受けたパソコンの画面】

出典：IPA独立行政法人情報処理推進機構

4 組織犯罪対策

(1) 特殊詐欺

面識のない被害者に電話をかけるなどして（こうした架電は「アポ電」と呼ばれます。）対面することなく信頼させ、不特定多数の者から現金等を騙し取る事案を「特殊詐欺」と呼んでおり（法律上の罪名が詐欺ではなく恐喝や窃盗に該当するものもあります。）、最近では、

①警察官等を装って口座が犯罪に利用されていると告げたり、金融機関職員を名乗ってキャッシュカードの交換手続が必要だと告げたりして、キャッシュカードを騙し取る。

②官公庁職員等を装って給付金や還付金を受け取れる旨説明し、手続をさせ現金を騙し取る。

といった手口が目立っています。

令和2年中の特殊詐欺の認知件数は122件、被害額は約4億2,820万円で、前年より30件、約2億8,590万円増加しました。中でも、上記①のような預貯金詐欺が46件も増加しました。

65歳以上の高齢者が被害者の77%を占めています。犯行グループは次々に新たな「だましの手口」を考え出し、高齢者を狙った犯行を続けています。

警察では、犯行グループの検挙と実態解明を推進するとともに、広報啓発活動によって最新の犯行手口を広く県民に知らせたり、金融機関やコンビニの協力を得て、高額の預金を引き出そうとする高齢者に声掛けをしたりするなどの被害防止対策も行っています。

【令和2年中の特殊詐欺の被害状況】

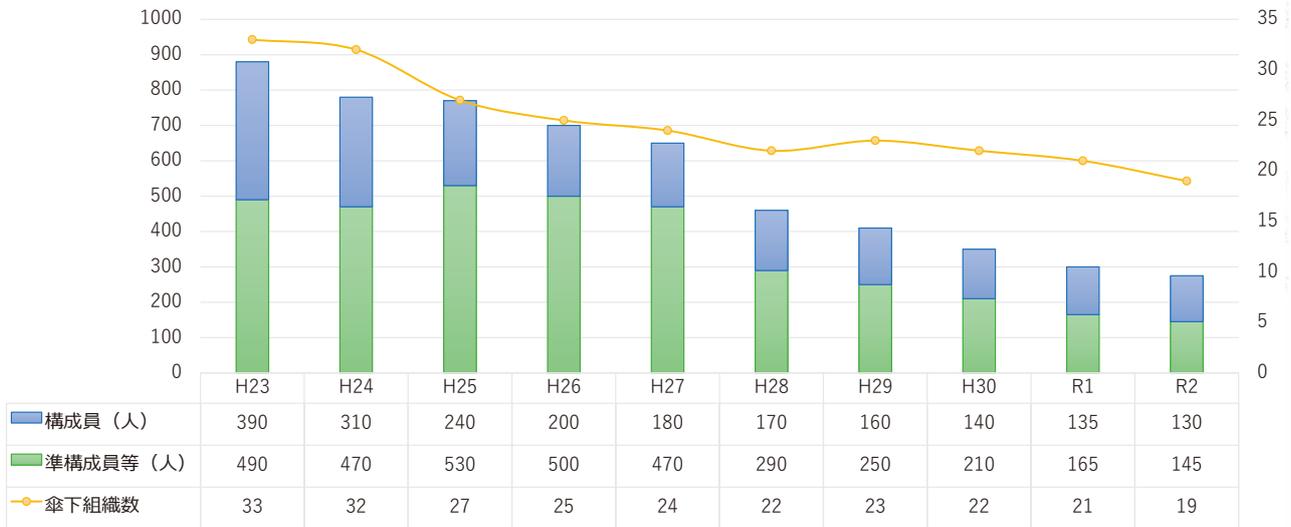
	発生件数	被害額		前年同期比（増減）	
			うち引出額	発生件数	被害額
オレオレ詐欺	1件	約120万円		-37件	-約3,400万円
預貯金詐欺	46件	約5,630万円	約5,580万円	+46件	+約5,580万円
架空料金請求詐欺	35件	約2億9,160万円		+6件	+約2億2,190万円
融資保証金詐欺	6件	約1,080万円		±0件	+約230万円
還付金詐欺	1件	約100万円		-4件	-約350万円
金融商品詐欺	1件	約1,660万円		±0件	+約1,610万円
ギャンブル詐欺	2件	約350万円		+2件	+約350万円
交際あっせん詐欺	0件	0円		±0件	±0円
その他の特殊詐欺	0件	0円		±0件	±0円
キャッシュカード詐欺盗	30件	約4,710万円	約4,710万円	+17件	+約2,330万円
「特殊詐欺」合計	122件	約4億2,820万円	約1億290万円	+30件	+約2億8,590万円

(2) 暴力団情勢

令和2年中の暴力団犯罪の検挙人員は119人、検挙件数は280件でした。これに対し、県内の暴力団勢力はこの10年間で3分の1に減少しました。徹底した取締りや社会のコンプライアンス意識の高まり、行政・市民・企業が協力して取り組んだ排除活動が奏功したものです。

一方で、六代目山口組と神戸山口組は平成27年の分裂以降、対立抗争の状態にあります。令和2年1月には、暴力団対策法の規定に基づき、桑名市を警戒区域として両団体を特定抗争指定暴力団に指定し、区域内における対立組織の構成員や居宅・事務所に対するつきまとい・うろつき、多数での集合、両団体の事務所への立ち入りを禁止しました。同年2月には、対立抗争中の暴力団の幹部宅に対する拳銃発砲事件が同市内で発生しています（被疑者は現行犯逮捕）。

【暴力団構成員・準構成員等の人数（平成 23～令和 2 年）】



(3) 薬物事犯

令和 2 年中の薬物犯罪の検挙人員は 115 人で、覚醒剤事犯が全体の約 7 割を占めています。他方で、大麻事犯がここ数年、20 代以下の若年層を中心に増加傾向にあり、全国的な傾向と一致しています。

警察では、乱用者や密売組織の取締りを徹底するとともに、小学校・中学校・高校や民間団体と連携して行う薬物乱用防止教室の充実を図るなど、特に若年層への働き掛けを強化しています。また、薬物依存から抜け出したい者を支える医療機関・相談機関を検挙した者に紹介したり、その家族への情報提供をしたりするなど、再乱用防止対策も行っています。



【押収薬物の大麻リキッド】

【薬物犯罪の検挙状況（平成 23～令和 2 年）】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
検挙人員（人）	160	123	145	155	143	129	117	112	115	115
覚醒剤	132	115	133	140	128	106	99	84	85	79
大麻	28	7	7	11	7	18	16	28	30	31
その他	0	1	5	4	8	5	2	0	0	5
検挙件数（件）	218	181	190	200	190	186	196	205	191	195
覚醒剤	176	159	171	175	165	151	167	160	133	142
大麻	39	16	12	16	11	23	24	40	54	45
その他	3	6	7	9	14	12	5	5	4	8

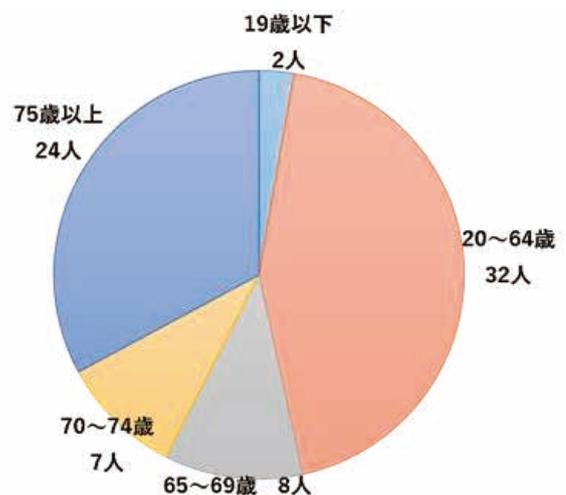
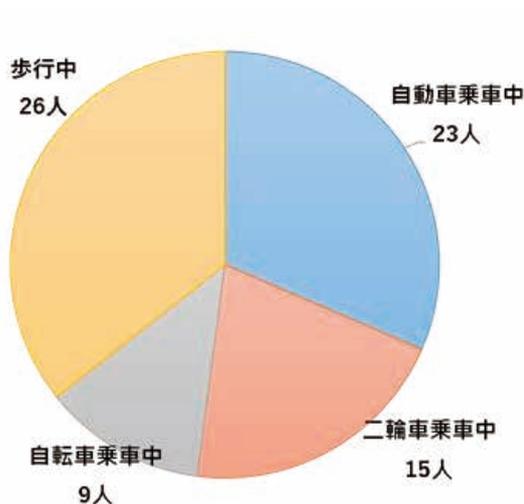
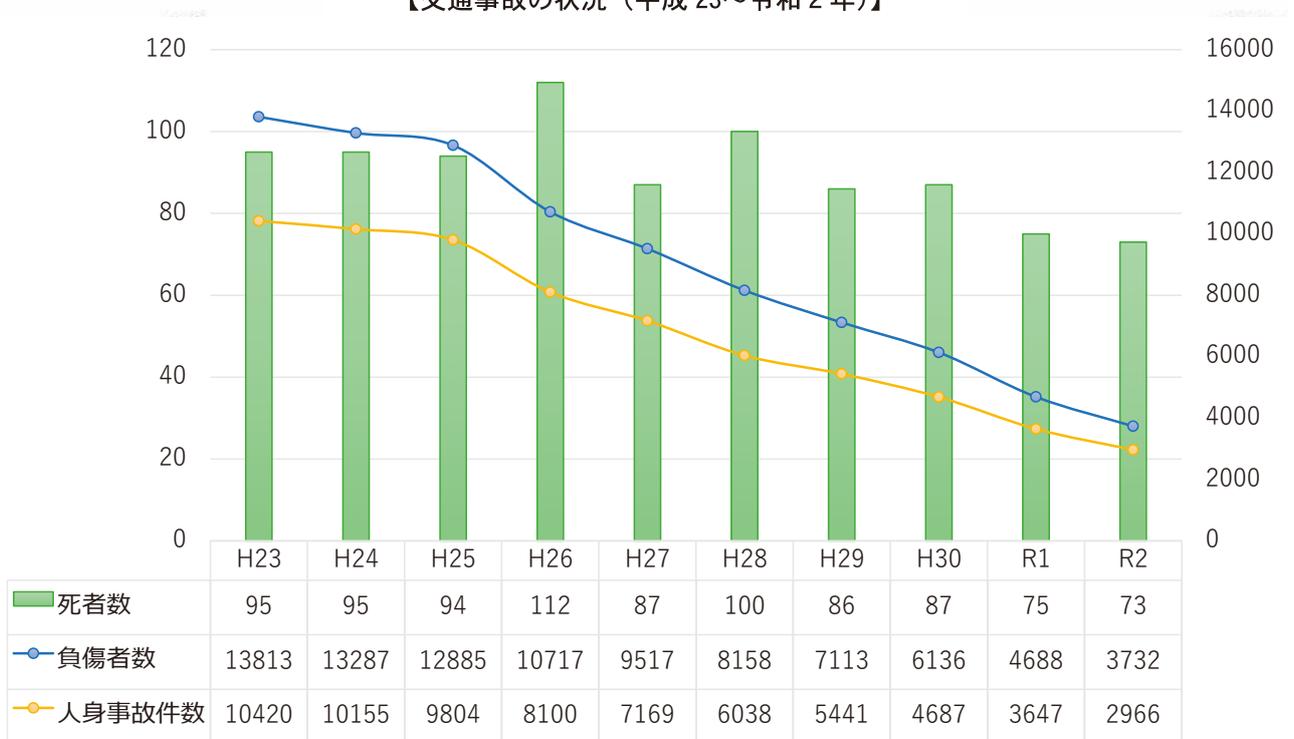
5 交通安全対策

(1) 交通人身事故の発生状況

令和2年中の交通事故死者数は73人で、前年より2人減少し、統計を開始した昭和29年以降の最少を更新しました。また、人身事故の発生件数は2,966件で、前年より681件減少しました。平成23年と比べて約28%の水準です。いずれも長期的に見てはっきりとした減少傾向にあります。死亡事故の内訳には、次のような特徴が認められます。

- ①人対車両の事故が増加（25件。前年より4件増。このうち17人が道路横断中）
- ②自転車乗用中及び歩行中の死者が増加（歩行中死者は26人と、前年比で2人増加）
- ③65歳以上の高齢者の死者が多い（39人。全死者の半数以上（53.4%））

【交通事故の状況（平成23～令和2年）】



(2) 横断歩行者の安全対策

令和元年に日本自動車連盟（J A F）が行った「信号機のない横断歩道における停止状況全国調査」において、当県内の停止率は 3.4%と、全国ワースト 1 位でした。令和 2 年の調査では 27.1%まで向上しましたが、依然、低水準です。当県警が県内 36 か所で停止率を調査したところ、令和元年が 20.7%、令和 2 年が 36.3%という結果でした。こうしたことから、「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」では、令和 5 年度までに 60%以上に向上させるという目標値が定められました。

【信号機のない横断歩道における一時停止率】

	平成30年	令和元年	令和 2 年	増減
JAF調査	1.4%	3.4%	27.1%	+23.7% <small>※</small>
県警調査		20.7%	36.3%	+15.6% <small>※</small>

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときに自動車が一時的に停止することは、単なるマナーではなく罰則のある法律上の義務です。警察では、横断歩行者妨害を厳正に取り締まるほか、この規定の周知と遵守を目的とした交通安全教育・広報啓発活動に注力しています。報道機関や自治体に施策の説明と情報の提供を行い、広報啓発の効果を高めているほか、非接触・非対面のリモート授業を行うシステムを令和 3 年度中に整備し、より多数の方々に効率的かつ効果的に情報を伝えていきます。

道路交通法第 38 条第 1 項

「車両等は、横断歩道・・・に接近する場合には、・・・当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車・・・がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前・・・で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。」（罰則：3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金。過失犯は 10 万円以下の罰金）

一方で、県内の多くの横断歩道で剥離が目立ってきており、令和元年度末時点で 40%強が塗り替えの期限を過ぎています。令和 2 年度は幹線道路を中心に 1,560 本を塗り替えましたが（補正予算分も含む。）、令和 3 年度はこれを上回る 3,700 本分の塗り替え予算を確保しています。他の道路標示も合わせると、道路標示の更新予算額は約 6 億 3 千万円と、前年を大幅に上回っています。

【塗り替え前】



【塗り替え後】

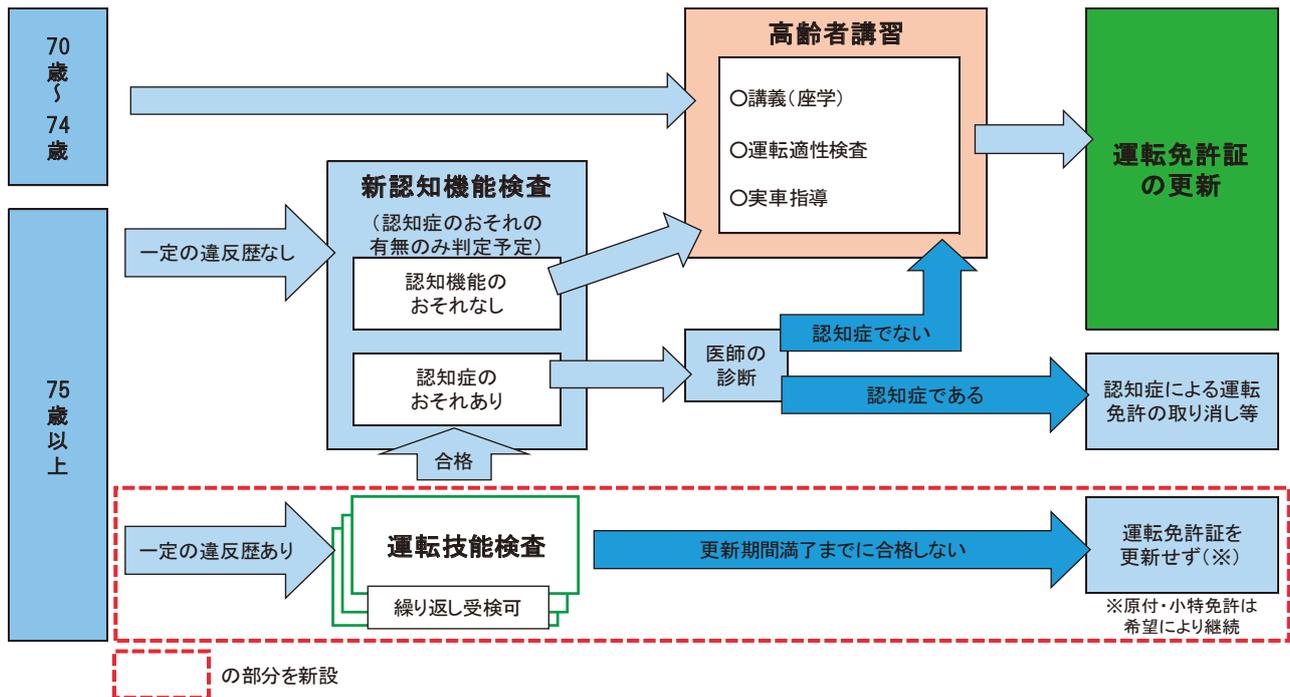


(3) 高齢運転者の交通事故防止

人口構造の高齢化が進む中、高齢者の移動手段を確保しつつ、どのようにして高齢運転者の関わる交通事故を防止するかが課題となっています。平成9年以降、下表のとおり道路交通法が段階的に改正され、当県警でも加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を踏まえた対策を推進してきました。

改正	施行	内容	改正	施行	内容
平成9年	9年	高齢運転者標識の導入（75歳以上）	平成19年	21年	認知機能検査制度の導入（75歳以上）
	10年	運転免許証の自主返納制度の導入			臨時適性検査制度の導入（認知症のおそれがあると判定された者が一定の違反行為をした場合に受検）
	10年	高齢者講習制度の導入（75歳以上）	平成27年	29年	臨時認知機能検査制度の導入（75歳以上） 臨時高齢者講習制度の導入（75歳以上） 認知症の診察を義務付ける者の範囲の拡大
平成13年	14年	高齢運転者標識の対象年齢の拡大（70歳以上）	令和2年	4年6月まで	運転技能検査の導入（75歳以上で一定の要件に該当した場合は、免許更新時に運転技能検査を義務付け。一定の基準に達しない場合は免許更新不可）
		高齢者講習の対象年齢の拡大（70歳以上）			安全運転サポート車等限定免許の導入
		運転経歴証明書制度の導入			

【高齢者講習のしくみ】



運転免許証の自主返納制度の周知が進み、平成27年中は2,199件の返納があったものが、令和2年中は7,622件（うち75歳以上は5,129件）まで増加しました。訪問による申請の受理、日曜窓口における申請の受理、代理人による申請の受理、交番・駐在所における申請の受理が行えます。

また、当県警独自の高齢運転者対策として、次のような施策を推進しています。

- 人身事故を起こした70歳以上の者を対象とする運転指導やサポカー一試乗体験
- 1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の者を対象とする個別指導
- 日本自動車販売協会等の機関・団体と協力した安全運転サポート車の普及啓発活動

6 公安の維持

(1) 警衛・警護

三重県には、皇室にゆかりのある伊勢神宮が所在するほか、近年、下表のとおり、県内で大規模な国際会議や全国的なスポーツイベント、歴史的な皇室行事が頻繁に開催・実施されていることから、重要又は大規模な警衛警備・警護警備を実施する機会が多くなっています。

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御周辺の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図っています。また、依然としてテロ等違法事案の脅威が継続する中、的確な警護警備を実施し、来県する内外要人の身辺の安全を確保しています。令和3年中は、第9回太平洋・島サミットや、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が予定されており、その安全確保のため、万全の体制で警備に臨む必要があります。

平成 28 年	伊勢志摩サミット
平成 30 年	高校総体（インターハイ）
平成 31 年 /令和元年	天皇陛下（現上皇陛下）の御退位に伴う神宮親謁の儀
	天皇陛下の御即位に伴う神宮親謁の儀
令和 3 年	第 9 回太平洋・島サミット
	三重とこわか国体 三重とこわか大会



【両陛下の御来県】



【神宮参拝中のオバマ大統領(当時)】

(2) テロの未然防止対策

テロを未然に防止するためには幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠です。警察では、上記の重要警備や東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、全国警察と連携して警備情報の収集活動を推進しています。

また、テロの未然防止には、警察以外の関係機関のほか民間事業者、地域住民等の協力が不可欠です。例えば、テロリストが武器を入手できないようにするための取組として、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、不審な購入者がいた場合の通報等の協力を依頼しています。



【薬局を訪れる不審購入者への対応訓練】

(3) 災害への備え

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ地震を始めとする大規模災害に的確に対処できるよう、災害に関する危機管理体制の点検や関係機関と連携した実戦的な訓練の実施など、災害対処能力の向上を目指した様々な取組を推進しています。

また、他の都道府県で大規模災害が発生したときは、下表の部隊を被災地に派遣して、被災者の避難誘導・救助、被災情報の収集、緊急交通路の確保、検視・身元確認・安否情報の提供等を行います。令和2年7月豪雨では、当県警の広域緊急援助隊警備部隊と広域警察航空隊を熊本県に派遣し、行方不明者の搜索活動やヘリコプターテレビシステムによる情報収集活動を行いました。

三重県警察災害派遣隊	
即応部隊	一般部隊
広域緊急援助隊警備部隊	特別警備部隊
広域緊急援助隊交通部隊	特別生活安全部隊
広域緊急援助隊刑事部隊	特別自動車警ら部隊
広域警察航空隊	特別機動捜査部隊
緊急災害警備隊	身元確認支援部隊
	特別交通部隊



【熊本県に派遣した警備部隊の搜索活動】

(4) 機動隊の活動

警察本部警備部に置かれた機動隊は、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設の部隊であり、集団不法事案に対する治安警備、警衛・警護警備、災害警備等に備えています。機動隊では、専門的な知見・能力が求められる事案に備え、下表のような専門部隊も編成しています。

このほか、平常時には機動捜査隊や自動車警ら隊の勤務につきながら、警備部機動隊に準じた形で警備訓練を行う管区機動隊が設置され、大規模警備活動では府県を超えて広域運用されています。

機動隊の専門部隊
銃器対策部隊
NBC テロ対策部隊
爆発物対策部隊
水難救助部隊
レスキュー部隊



【銃器対策部隊】



【爆発物処理訓練】



■ 採用情報 三重県警察採用情報ホームページ

<http://www.police.pref.mie.jp/recruit/>



■ 公式 Twitter 三重県警察採用係・公式リクルート情報

@MiePolice_saiyo



編集・発行 三重県警察本部警務部総務課
津市栄町一丁目 100 番地
TEL (059) 222-0110